

再生砕石への石綿含有廃棄物の 混入防止について

《 通知 産廃 第289-2号 》

埼玉県産業廃棄物指導課からの、平成23年6月21日付け通知に伴う、「指導指針」に基づき、混入防止に努めてまいりますので排出事業者様におかれましては、ご理解、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

1. 指導指針のポイント

- ・混入が確認された場合は、受入を断わり持ち帰りさせる。
- ・混入を繰り返す排出事業者・収集運搬業者は、管轄する環境管理事務所へ通報する。
- ・敷地境界における、大気環境中の石綿濃度を測定する。

2. 確認の方法

- ・スレート板、ケイカル板、Pタイル等にアスベストマークが付いている物は、他の廃棄物と混合しないように分別解体しフレコンパックなどの専用容器に保管し排出します。

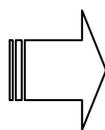


3. 混入防止への取り組み

受入時、目視検査・展開検査を実施し、疑わしき物についてはルーペ及び、マイクロスコープにて検査しています。又、本年1月に大気中濃度測定を実施致しました。



《展開検査》



《マイクロスコープ検査》

4. 教育資料

(1) 国土交通省「目で見えるアスベスト建材」

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf

(2) 埼玉県産業廃棄物協会「再生砕石のための安全管理マニュアル」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/sanpai-ishiwatataisaku.html>